

令和元年5月9日現在

機関番号：32682

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2015～2018

課題番号：15K12943

研究課題名（和文）戦後オーストリアにおける戦争犠牲者援護法の制定過程と国民福祉に関する研究

研究課題名（英文）A Historical Study on War Victims Relief Act in Austria after 1945

研究代表者

水野 博子（MIZUNO, HIROKO）

明治大学・文学部・専任教授

研究者番号：20335392

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、戦時中ナチ体制下に置かれ、戦争経済システムへと統合されていたオーストリアが、国家再建・国民統合を進める際にどのような戦後補償制度を整備したかを明らかにすることにあった。とくに、戦争時の爆撃や出兵によって被害を受けた者とその遺族など国民の大部分を包含する立法であった「戦争犠牲者援護法」の制定過程に着目し、主に未刊行資料の調査を通して、「戦時福祉」から「国民福祉」へと転換する筋道とその論理を中心に探究した。その結果、WWI期とWWII期の戦争犠牲者が「オーストリア国民」として一つに統合される一方、ユダヤ系のように「人種」的に迫害された犠牲者らが排除されていくことがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、戦時中ナチ体制下に置かれていたオーストリアの国家再建・国民統合が、戦後補償制度の整備を通して進められたことを歴史的に明らかにした点にある。とくに、身体に障害を負った従軍兵士らへの補償や戦没者の遺家族（女性と子ども）など国民の大部分を包含する立法であった「戦争犠牲者援護法」の制定は、「戦時福祉」から「国民福祉」へと転換する際に重要な役割を担ったことを明らかにした。しかしそこにはWWI期とWWII期の戦争犠牲者を「オーストリア国民」として一つに統合する一方、ユダヤ系のような迫害の犠牲者を排除する動きがみられたこともわかり、国民福祉の排除と包摂の両面に光を当てることができた。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this research is to clarify what kind of postwar compensation system was established when Austria, which had been under the Nazi regime during wartime and integrated into the war economic system, promoted national reconstruction and social integration. Mainly based on the investigation of unpublished materials, it investigated the process of enactment of the "War Victim Support Act", which was a legislative law that included most of the people who had suffered from bombings and the conscription during the war as well as their bereaved. The main focus of this research was on the principles and logic that transformed "wartime welfare" into "national welfare". As a result, it revealed that WWI and WWII war victims could be united as "Austrian nation", while "racially" or "religiously" persecuted victims like Jewish people were to be excluded from the postwar compensation system for the Austrian nation.

研究分野：歴史学

キーワード：戦争犠牲者 犠牲者援護政策 オーストリア現代史 戦争障害者 国民福祉 国民

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初の背景として、申請者がこれまで取り組んできたオーストリアにおける国民問題に関する問題提起があった。この課題について、申請者はすでに、元ナチの社会再統合の研究と戦犯訴追の問題を検討し、この問題をオーストリアが帝政期以降抱えてきた国民問題(ドイツ人か、オーストリア人か)と関連付けて議論する必要性を指摘するに至っていた。また、冷戦が及ぼす国内外の政治的布置の再編から検討する必要性も論じた。その過程で、過去との取り組みという現代史的な分析視角と、さらに長期的な歴史的パースペクティブである国民的視座の両方を採用する研究が国内外を問わず皆無に等しいことがわかり、両者の見方を統合する実証研究が必要であるとの認識を持っていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、戦時中、ナチ体制下に置かれ、戦争経済システムへと統合されていたオーストリアが、国家再建・国民統合を進める際にどのような戦後補償制度を整備したかを明らかにすることにある。とくに、戦争時の爆撃や出兵によって被害を受けた者とその遺族など国民の大部分を包含する立法であった「戦争犠牲者援護法」の制定過程に着目し、「戦時福祉体制(Warfare System)」から「国民福祉体制(National Welfare System)」へと転換する筋道とその論理を探究することを試みた。また、同法によって創られた「戦争犠牲者＝犠牲者国民」像が、1970年代以降に確立するオーストリア国民のための一国社会福祉国家体制の中にどう位置づけられるかを考察することも本研究のねらいであった。これらの問題を検討するため、戦争犠牲者補償に関する史料を検証し、国民問題を総合的に扱うための基盤づくりを目指した。

3. 研究の方法

上記の目的に到達するための研究方法として、本研究課題の研究期間内では次の手順で検討することとしていた。(1)1920年代の「赤いウィーン」の実験との対比においてナチ期の戦時福祉体制の実態を把握する。(2)戦争の犠牲者に対する支援策の法的根拠となる「戦争犠牲者援護法」(1957年)の制定を、戦時福祉から戦後の国民福祉への移行との関連において検討する。(3)「戦争犠牲者援護法」における運用上の問題点とメディアの反応を調査するとともに、犠牲者として認定する手続き(審査過程など)について文書館史料を精査し、戦後オーストリアにおける国民統合を支えた「犠牲者国民」意識の形成過程を解明する。(4)戦争犠牲者援護法と、その他の補償(人種的被迫害者、元ナチ・元戦犯に対する補償)との関連性を探究する。(5)1970年代に整備される一国社会福祉国家体制にとって、「戦争犠牲者援護法」がいかなる意味をもったかを、国民問題の視点から総合的に考察する。主に利用した史料は、未整理・未公開の文書および公開史料(定期刊行物等)また関連図書、論文などを渉猟した。

4. 研究成果

本研究機関を通じて、次のような検証を行った。(1)1920年代の「赤いウィーン」の実験が貧困層の社会的統合に主眼を置いていた一方で、ナチ期の戦時福祉体制は近代的な視角を取り入れつつも明らかに人種福祉に基づく福祉政策を重視していたことを確認した。その上で、(2)戦争の犠牲者に対する支援策の法的根拠となった「戦争犠牲者援護法」(1957年)の制定について、戦時福祉から戦後の国民福祉への移行との関連において検討し、WWIとWWIIの戦争犠牲者が巧みに統合されていく論理が明らかになる一方で、女性と子どもへの補償が国民統合を加速させる効力を持った点を指摘した。その際、(3)犠牲者として認定する手続き(審査過程など)について文書館史料を精査した結果、「戦争犠牲者援護法」においては、WWIとWWIIにおける戦争障害認定基準の違いや戦争以外が原因で身体に障害のある人々への補償が前者に比して限定的であった事実が明らかとなり、戦後オーストリアにおける国民統合が国民問題を媒介に、「犠牲者国民」意識の形成過程として進展していったことを解明した。反対に、(4)戦争犠牲者援護法と、その他の補償(人種的被迫害者、元ナチ・元戦犯に対する補償)との関連性を探究した結果、人種や信仰が理由で迫害されたユダヤ系の人びとなどへの補償制度の整備は極めて限定的であり、オーストリア国民の統合過程からは実質的に締め出されていたこともわかった。(5)これらの福祉政策はオーストリアが1970年代に福祉国家として発展する際の基礎をなし、「戦争犠牲者援護法」が一国社会福祉国家体制の先駆けであったことが予算配分や補償内容の充実などを通して裏付けられたが、史料が予想以上に膨大であったため、研究の中心は1940年代に限定して進めた。その際、WWI中に従軍したユダヤ系の人びとがWWIIの戦争補償者と同様の補償を求めていたが、この申請は戦後の国民の枠組みに当てはまらなかったため、除外された事実を突き止めた。今後の課題は、実際の政策のその後の進展をたどり、後の時代へのさらなる影響を実体的に明らかにすることにある。これらの検討に基づく成果は、

2015年駿台史学会大会、2016年開催のオーストリア現代史学会、2017年開催の日本西洋史学会等で順次発表し、第三者評価を得た。また、その後の議論を踏まえて、雑誌論文に発表した。これらの成果の一部をまとめた図書の刊行準備を開始した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5件)

(1)水野博子「戦後初期オーストリアにおける国民形成のダイナミズム 戦争犠牲者援護政策にみる妥協の論理」『思想』2018年8月号(岩波書店), pp. 126-147.

(2)水野博子「オーストリア国民の条件 ファシズムの犠牲者のための補償・保障政策を例に」『駿台史学』第162号(2018年), pp. 181-215.

(3)水野博子「国民の境界をまたぐ人々 オーストリア・ブルゲンラント・ロマを例に」『駿台史学』第159号(2017年), pp. 115-152.

〔学会発表〕(計 3件)

(1)水野博子「1945年以後のオーストリアにおける国民創出の試み 戦争犠牲者援護政策を例に」, 第67回日本西洋史学会, 一橋大学国立西キャンパス(東京), 2017年.

(2)Hioko Mizuno, " Soziale Integration oder nationaler Kompromiss?: Zur Entwicklung der oesterreichischen Kriegsoferversorgungspolitik nach 1945 ", KONSTRUKTIVE UNRUHE: Oesterreichischer Zeitgeschichtetag 2016 | Graz, Karl-Franzens-Universitaet Graz, Austria, 2016.

(3)水野博子「オーストリア国民の境界とマイノリティ ブルゲンラント・ロマを例に」, 駿台史学会, 明治大学御茶ノ水キャンパス, 東京都千代田区神田駿河台1-1グローバルフロント1階, グローバルホール, 2015年.

〔図書〕(計 1件)

(1)『教養のための現代史入門』, 編者:小澤卓也・田中聡・水野博子, 共著者:小澤卓也、田中聡、水野博子、他12名、ミネルヴァ書房, pp.1-418, pp. 1-18「序章 現代史をとらえる視点」(小澤卓也、田中聡、水野博子との全頁共同執筆) pp. 61-79「第3章 東西のはざままで ヨーロッパ(1)」, p. 80「コラム III 再利用される記憶の場所 あるシナゴークの場合」, pp. 131-148「第7章 壁の現実を生きる ヨーロッパ(2)」

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年:
国内外の別:

取得状況(計 0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年:
国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。